

令和2年5月26日
地 域 行 政 部
住 民 記 録 ・ 戸 籍 課

世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

1 主旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正された。これに伴い、登録資格の規定を改正する必要があるため、「世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例」を令和2年第2回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

従来、印鑑登録を受けることができない者と定めていた成年被後見人について、法定代理人同行のもとで印鑑登録を受けることができるものとする。

3 新旧対照表

裏面のとおり

4 施行予定日

公布の日から施行する。

世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区印鑑条例 昭和50年3月14日条例第6号 (第1条～第2条略)</p> <p>(登録資格)</p> <p>第3条 区内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、区が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次に掲げる者</u>については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 満15歳未満の者</p> <p>(2) <u>成年被後見人であって、印鑑の登録の申請時にその者の法定代理人の同行がないもの</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>世田谷区印鑑条例 昭和50年3月14日条例第6号 (第1条～第2条略)</p> <p>(登録資格)</p> <p>第3条 区内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、区が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 満15歳未満の者</p> <p>(2) 成年被後見人</p> <p>(中略)</p>